

岩手県企業局管理規程第2号

企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

岩手県企業局長 小島 純

企業局組織規程の一部を改正する規程

企業局組織規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職の設置)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前各項に規定する職のほか、本庁に技監、参事、技術参事、特命参事、主幹、技術主幹、特命課長、副主幹及び技術副主幹を、事業所に主幹、技術主幹、副主幹及び技術副主幹を組織の必要に応じ置くことがある。</p> <p>6 前各項に規定する職のほか、企業局に次に掲げる職を置く。</p> <p>企画指導監、技術企画指導監、専門幹、技術専門幹、上席技術専門員、主任主査技術専門員、主査技術専門員、主査行政専門員、主任技術専門員、主任行政専門員、主任主事、主任技師、主事、技師、技術専門員、行政専門員</p> <p>(本庁の主要職員の職務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～12 [略]</p> <p>13 特命参事は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。</p> <p>14 [略]</p> <p>15 [略]</p> <p>16 特命課長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</p>	<p>(職の設置)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前各項に規定する職のほか、本庁に技監、参事、技術参事、特命参事、<u>技術特命参事</u>、主幹、技術主幹、特命課長、副主幹及び技術副主幹を、事業所に<u>技術参事、技術特命参事、主幹、技術主幹、特命課長、副主幹及び技術副主幹</u>を組織の必要に応じ置くことがある。</p> <p>6 前各項に規定する職のほか、企業局に次に掲げる職を置く。</p> <p>企画指導監、技術企画指導監、<u>コーディネーター</u>、専門幹、技術専門幹、上席技術専門員、主任主査技術専門員、主査技術専門員、主査行政専門員、主任技術専門員、主任行政専門員、主任主事、主任技師、主事、技師、技術専門員、行政専門員</p> <p>(本庁の主要職員の職務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～12 [略]</p> <p>13 特命参事は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、<u>室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</u></p> <p>14 <u>技術特命参事は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室又は課の技術に関する事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、室長若しくは総括課長に事故があるとき、又は室長若しくは総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</u></p> <p>15 [略]</p> <p>16 [略]</p> <p>17 特命課長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、<u>室又は課の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、室長若しくは総括課長に事故があるとき、又は室長若しくは総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</u></p>

<u>17</u> [略]	<u>18</u> [略]
<u>18</u> [略] (事業所の主要職員の職務)	<u>19</u> [略] (事業所の主要職員の職務)
第7条 [略]	第7条 [略]
2～5 [略]	2～5 [略]
	<u>6</u> 技術参事は、上司の命を受け、事業所の技術に関する特定事項についての企画及び立案に参画する。
	<u>7</u> 技術特命参事は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事業所の技術に関する事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
<u>6</u> [略]	<u>8</u> [略]
<u>7</u> [略]	<u>9</u> [略]
	<u>10</u> 特命課長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事業所の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
<u>8</u> [略]	<u>11</u> [略]
<u>9</u> [略]	<u>12</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。